

近隣説明状況記録書

(受付番号 - )

番号	住所	氏名	区分	建築物等の用途	説明状況(月/日)		
1	青木		1,2,3	専用住宅	面談(4/2) 投函(4/1)	訪問不在(4/1) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )
2	青木		1	専用住宅	面談(4/1、2) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )
	戸塚		2,3		面談( / ) 投函(4/3、7)	訪問不在(4/3、7) .....( / )	市外郵送( / ) 電話(4/8)
3	さいたま市浦和区岸町		2,3	共同住宅	面談( / ) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送(4/1) 電話(4/1 1)
	青木 101	アオキコーポ 氏名不明	1		面談( / ) 投函(4/3、7)	訪問不在(4/3、7) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )
	201				面談( / ) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )
301		空室	面談( / ) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )		
4	東京都千代田区霞が関	(株) 代表取締役	3	空地	面談( / ) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送(4/1) 電話(4/1 1)
8	東川口		3	私道	面談(4/3) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )
14	青木	(株) 商事 代表取締役	1,2,3	事務所	面談(4/1 2) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送( / ) 電話(4/3)
15	三ツ和 1 14 3	川口市公園課 担当	3	公園	面談(4/10) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )
16	青木 1F	きゅーぱらビル コンビニ	1	店舗・事務所	面談(4/4、5 3) 投函( / )	訪問不在( / ) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )
	2F	(株) 代表取締役	1,2,3		面談(4/5) 投函(4/4)	訪問不在(4/4) .....( / )	市外郵送( / ) 電話( / )

	仲町	不動産 担当	管理 会社		面談 ( / ) 投函 ( / )	訪問不在 ( / ) 郵送 (4/2)	市外郵送 ( / ) 電話 (4/2 4)
18	青木 101	x マンション	空室	1	面談 ( / ) 投函 ( / )	訪問不在 ( / ) ..... ( / )	市外郵送 ( / ) 電話 ( / )
	101 西川口			2,3	面談 ( / ) 投函 (4/3、4)	訪問不在 (4/3、4) ..... ( / )	市外郵送 ( / ) 電話 ( / )
	201			1	面談 (4/5) 投函 (4/3)	訪問不在 (4/3) 掲示 (4/3)	市外郵送 ( / ) 電話 (4/3)
	201 久喜市青葉			2,3	面談 (4/12) 投函 ( / )	訪問不在 ( / ) ..... ( / )	市外郵送 (4/5) 電話 (4/7)
	301			1,2,3	面談 (4/4) 投函 (4/3)	訪問不在 (4/3) 掲示 (4/3)	市外郵送 ( / ) 電話 ( / )

- 1 所有者に H25.4.1 に電話連絡後、同日、資料を送付。H25.4.15 現在、問合せなし。
- 2 H25.4.1 に社員 様に資料を渡し説明し、代表者に伝えるよう依頼。H25.4.3 に代表者に電話し、伝わっていることを確認し、改めて説明。  
質問 代表者「.....。」回答「.....。」
- 3 H25.4.4 に店長不在のため、店員 様に資料を渡し説明。店長に伝えるよう依頼。H25.4.5 に再度訪問し、店長に改めて説明。
- 4 H25.4.2 に 不動産 様に電話連絡後、同日、資料送付。 様より、マンション掲示板に資料を掲示することと、個別による説明を指示される。

【質問等】

18(301) 「.....。」回答「.....。」

【注意事項】

- 1 区分欄には、1：建物占有者 2：建物所有者 3：土地所有者のうち、いずれか該当する番号を記入してください。
- 2 所有者は必ず氏と名の両方を記入してください。不明な場合は、登記簿、その他確実な方法で確認してください。
- 3 説明対象者が市内に居住の場合は、直接、訪問をして説明してください。
- 4 不在の場合は、説明用資料及び次回訪問予定と連絡先等を記載した文書を投函し、曜日・時間帯等を変えて、初回訪問も含め少なくとも2回以上訪問をしてください。
- 5 管理人等に立ち入りを断られた場合にも、条例の趣旨について理解を求め、説明及び配布をしてください。
- 6 店舗・事務所等については、責任者以外に説明した場合は、後日、責任者に伝わっていることを確認し、その経過を記載してください。
- 7 説明会を開催した場合は、開催後、速やかに議事録を提出してください。